第九十条の十四第一項第一号中「第三項第一号及び第二号」を「以下この条」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　車両総重量が十二トンを超える乗合自動車等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるものに適合する検査自動車（第九十条の十二第二項又は第三項の規定の適用があるものを除く。）のうち、車線逸脱警報装置を装備したものとして財務省令で定めるものについて平成二十九年四月一日から平成三十年四月三十日までの間に初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項（第九十条の十二第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額に百分の七十五を乗じて計算した金額とする。

第九十条の十五第一項中「所有者」を「使用済自動車の所有者」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の規定により同項の」を「第一項又は第二項の規定による」に改め、「所有者」の下に「又は被災自動車の所有者」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　自動車検査証の交付等を受けた自動車（使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に限る。）のうち、自動車検査証の交付等を受けた際に当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日前に自然災害（被災者生活再建支援法第二条第二号に規定する政令で定める自然災害をいう。）を原因として滅失し、又は解体したものとして政令で定めるもの（以下この条において「被災自動車」という。）については、当該自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該被災自動車の所有者に（当該被災自動車の所有者が当該被災自動車に係る自動車重量税の納税者でない場合にあつては、当該被災自動車につき当該被災自動車の所有者が当該自動車重量税を納付したものとみなして、当該被災自動車の所有者に）還付する。

3　前二項の規定は、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第九条の規定の適用を受ける場合には、適用しない。

第九十一条第一項中「次項」及び「第三項」の下に「及び次条第一項」を加える。

第九十一条の二第一項中「次項」の下に「及び次条」を加え、同条を第九十一条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税）

第九十一条の四　地方公共団体又は株式会社日本政策金融公庫その他政令で定める者（以下この項において「公的貸付機関等」という。）が災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定により激甚災害として指定され、同条第二項の規定により当該激甚災害に対して適用すべき措置として同法第十二条に規定する措置が指定されたものをいう。以下この条において同じ。）により被害を受けた者に対して行う金銭の貸付け（当該公的貸付機関等が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものに限る。）に係る消費貸借契約書のうち、当該災害の発生した日から同日以後五年を経過する日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さない。

2　銀行その他の資金の貸付けを業として行う金融機関として政令で定めるもの（以下この項において「金融機関」という。）が災害の被災者であつて政令で定めるものに対して行う金銭の貸付け（当該金融機関が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものに限る。）に係る消費貸借契約書のうち、当該災害の発生した日から同日以後五年を経過する日までの間に作成されるものについては、政令で定めるところにより、印紙税を課さない。

第九十一条の次に次の一条を加える。

（自然災害の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産譲渡契約書等の印紙税の非課税）

第九十一条の二　自然災害（被災者生活再建支援法第二条第二号に規定する政令で定める自然災害をいう。以下この項において同じ。）の被災者であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者（次項において「被災者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合に作成する不動産譲渡契約書等（不動産譲渡契約書又は建設工事請負契約書をいう。次項において同じ。）のうち、当該自然災害の発生した日から同日以後五年を経過する日までの間に作成されるものについては、政令で定めるところにより、印紙税を課さない。

一　自然災害により滅失した建物又は自然災害により損壊したため取り壊した建物（第三号において「滅失等建物」という。）が所在した土地を譲渡する場合

二　自然災害により損壊した建物（第六号において「損壊建物」という。）を譲渡する場合

三　滅失等建物に代わるものとして政令で定める建物（以下この項において「代替建物」という。）の敷地の用に供する土地を取得する場合

四　代替建物を取得する場合

五　代替建物を新築する場合

六　損壊建物を修繕する場合

2　前項の場合において、同項の規定の適用を受ける被災者（以下この項において「非課税被災者」という。）と当該非課税被災者以外の者とが共同で作成した不動産譲渡契約書等については、当該非課税被災者が保存するものは当該非課税被災者が作成したものとみなし、当該非課税被災者以外の者が保存するものは当該非課税被災者以外の者が作成したものとみなす。

第九十三条第一項第二号中「第七十五条の二第六項及び第八項」を「第七十五条の二第八項及び第十項」に改め、同条第五項中「第七十条の六の四第十七項、第七十条の七第十四項第十号及び第二十八項」を「第七十条の六の四第十九項、第七十条の七第十三項第十二号及び第二十七項」に、「同条第十五項」を「第七十条の七の四第十五項」に改める。

第九十八条の表の都道府県の項中「第七十条の六の四第十八項、第七十条の七第三十一項及び第七十条の七の二第三十一項（第七十条の七の四第十六項」を「第七十条の六の四第二十項、第七十条の七第三十五項及び第七十条の七の二第四十項（第七十条の七の四第二十項」に改め、同表の市町村の項中「第七十条の六の四第十八項」を「第七十条の六の四第二十項」に改める。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）

第十三条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「政令の」を「政令で」に、「及び無申告加算税」を「、無申告加算税及び重加算税」に、「補てんされた」を「補塡された」に改め、同条第二項中「の規定に係る」を「に係る」に、「においては、これを」を「には、」に改め、同条第四項中「因り」を「より」に、「政令の」を「政令で」に改める。

第八条第一項中「政令の」を「政令で」に改め、同条を第九条とする。

第七条の次に次の一条を加える。

第八条　前条第一項本文に規定する場合において、その災害について国税通則法第十一条の規定が適用される地域の指定（政令で定める地域の指定をいう。）があり、かつ、国税庁長官が当該地域に所在する酒類（政令で定めるものを除く。以下この項において「特定被災酒類」という。）に係る酒税の納税義務者に代わる酒類の製造者を指定したときは、当該指定された酒類の製造者を特定被災酒類に係る酒税の納税義務者とみなして、前条の規定を適用する。

前項に定めるもののほか、同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。